

2026年度

事業計画書

一般財団法人 全国競輪選手共済会

方 針

我が国の経済は、エネルギー価格の安定化や賃上げの定着を背景に、個人消費の持ち直しがみられる一方、円安基調の継続や海外経済の減速懸念などにより、依然として先行きに不透明感が残る状況にある。

政府の経済対策や企業の設備投資意欲の回復、訪日外国人観光客の増加等により、国内経済の回復基調は維持されており、緩やかな成長が続くものと見込まれる。

競輪界においては、ナイターやミッドナイト開催の定着に加え、インターネット投票を中心とした車券購入環境の利便性向上が進み、車券売上は引き続き堅調に推移しており、さらにガールズケイリンの人気拡大や若手選手の活躍もあり、今後も競輪事業のさらなる発展が期待されている。

共済事業の執行にあたっては、引き続き関係団体との緊密な連携のもと、適正円滑な事業運営に努める。

○給付事業

落車件数や給付動向の分析を継続的に行い、医療給付をはじめとする各種給付の適正な執行を徹底する。また、給付手続の迅速化・効率化を目的に、電子化を段階的に推進する。

○競輪選手オリンピック年金事業・育英金事業

競輪選手オリンピック年金事業はその功績に報いるため受給者2名（待機者3名）に対し年金の支給を行う。

育英金事業は障害年金該当者等の子弟に対して年金を支給し、高等学校または高等専門学校卒業までの就学支援を引き続き行う。

○貸付事業

日銀の政策金利動向を注視しつつ、金利改定を適切に反映した貸付制度の運営を行う。

引き続き貸金業法を遵守し、正会員の生活安定と福利厚生向上のため、資金需要に応じた柔軟な貸付事業の執行に努める。

○OAED事業

全国の競輪場及び自転車競技場等に設置されているAEDについて、定期点検および更新計画を実施する。

また、緊急対応力のさらなる向上を目的に、本会職員・正会員・関係団体職員を対象とした実技講習会を引き続き実施するとともに、心肺蘇生法等に関する啓発活動を強化する。

○受託事業

日本競輪選手会からの受託業務である退職給付及び競輪選手年金に関する支給事務については、適正かつ円滑な事務処理の実施に努める。

○組織運営・内部管理

共済事業の持続可能な運営を確保するため、ガバナンス体制の充実と職員研修の強化を行う。加えて、デジタル化の進展に対応し、文書管理・会計処理の効率化を進めることで、透明性の高い組織運営を推進する。

本年度の事業執行においては改正された公益法人会計基準の適用を視野に入れ、会計システムの設定見直しと区分経理の徹底に向けた管理体制を強化する。

本年度は、競輪界全体が安定した成長を迎える中、その動きに即した制度運営を行い、関係団体との緊密な連携のもと、適正円滑な事業執行を推進する。

今後も正会員の安心と信頼の確保を基本方針とし、正会員及び関係団体からの信頼に応えるとともに社会経済環境の変化に的確に対応し、事業の健全な発展と持続可能な共済事業の推進に取り組むものとする。

本年度の事業概要は、次のとおりである。

1. 給付事業

給付事業は正会員が安心して競走に専念できる環境を維持するべく、日本競輪選手会をはじめとする関係団体の支援・協力のもと、競輪選手の災害補償及び福利に関する事業として行っているものである。

本年度は、競輪参加中及び競輪参加外の給付について過去の給付実績の推移と今後の動向等を勘案し、給付事業の予算については6億8,828万円を計上する。

(1) 医療給付

医療給付は、落車負傷による診療費に対する給付のため、落車件数、負傷の程度により大きく左右される。また、医療保険制度の改革の影響も受けやすく、診療費もここ数年増加傾向を示している。本年度は診療報酬の改定が行われることから、改定内容の動向を注視しつつ、給付実績の推移を把握し、適正かつ迅速な給付に努める。

参加中の医療給付については、競輪開催中における競走中・訓練中の落車負傷に伴う開催地及び居住地での診療費を対象としており、過去の給付実績及び前年度の動向を勘案し、8,100件1億6,600万円の支出を見込んだ。

参加外の医療給付は、競輪開催中以外の競走中・訓練中・練習中の落車負傷及びその他のがん治療による診療費を対象とし、過去の給付実績、発生頻度を勘案し、260件700万円の支出を見込んだ。

以上により本年度の医療給付の予算については、参加中・参加外合計8,360件1億7,300万円を計上する。

(2) 休養給付

休養給付は、落車負傷により次回競輪参加までの療養を要した期間に対して支給されるものであることから、落車件数及び負傷の程度により大きく左右される。

参加中の休養給付については、競輪開催中における競走中・訓練中の落車負傷による療養者を対象としており、過去の給付実績及び前年度の動向を勘案し、1,400件3億2,600万円の支出を見込んだ。

参加外の休養給付については、競輪開催中以外の競走中・訓練中・練習中の落車負傷及びその他のがん治療による療養者を対象としており、過去の給付実績、発生頻度を勘案し、90件1,500万円の支出を見込んだ。

以上により本年度の休養給付の予算については、参加中・参加外合計1,490件 3億4,100万円を計上する。

(3) 傷病見舞金給付

傷病見舞金給付は、競輪開催中の競走中及び指定練習中における落車負傷に対する傷病見舞金と、緊急措置費として入院時に必要な入院雑費、重傷者の家族招致に対する旅費及び滞在費を支給する関係から、落車件数及び負傷の程度により大きく左右される。

傷病見舞金は、本年度予定されるレース数をもとに過去の給付実績を勘案し、2,000件1,200万円を見込んだ。緊急措置費については、過去の給付実績と症状重篤者の発生を勘案し、800件170万円を見込んだ。

以上により本年度の傷病見舞金給付の予算については、傷病見舞金給付と緊急措置費合計2,800件1,370万円を計上する。

(4) 障害給付

障害給付は、競走中・訓練中・練習中における落車負傷により、身体に一定の障害が残った場合に、残存障害の程度に応じた障害給付が支給されるものであることから、重度障害・中度障害・軽度障害に該当する者について、過去の給付実績及び前年度の動向を勘案し、以下の障害等級を見込んだ。

① 障害一時金・障害見舞金

参加中の障害一時金及び障害見舞金は、競輪開催中の競走中・訓練中の落車負傷が対象となっており、中程度障害に対する障害一時金（第6級～11級）の該当者を7名、軽度障害に対する障害見舞金（第12級～14級）の該当者を225名とし、参加中232件6,800万円を見込んだ。

参加外の障害一時金及び障害見舞金は、競輪開催中以外の競走中・訓練中・練習中の落車負傷が対象となっており、中程度障害に対する障害一時金（第6級～11級）の該当者を1名、軽度障害に対する障害見舞金（第12級～14級）の該当者を11名とし、参加外12件400万円を見込んだ。

以上により本年度の障害給付の予算については、参加中・参加外の合計244件7,200万円を計上する。

② 障害年金

障害年金は、重度障害者（第1級～第4級及び第5級の一部）に、退会後の自立及び生活安定資金として支給するものである。

本年度の予算は、障害年金受給者25名7,745万円を計上する。

(5) 分娩給付

分娩給付は、正会員又は正会員の配偶者が分娩（死産・流産を含む。）したときに支給されるものである。

本年度の分娩給付の予算は、前年度の給付実績と今後の動向を勘案し、正会員の分娩を10件100万円、正会員の配偶者の分娩を80件160万円とし、合計90件260万円を計上する。

(6) 遺族給付

遺族給付は、正会員が競輪選手在籍中に死亡した場合、原因別区分（競走中・訓練中・練習中・それ以外）に基づき、正会員の遺族に対し支給されるものである。

本年度の遺族給付の予算は、原因別区分に基づき、競走中1名7,500万円、その他2名1,000万円、計3名8,500万円を計上する。

(7) 遺体輸送給付

遺体輸送給付は、正会員が原因別区分（競走中・訓練中）に死亡した場合に、開催地から居住地までの遺体輸送にかかる費用が給付されるものである。

本年度の遺体輸送給付の予算は、原因別区分の競走中に死亡した場合の輸送費として1件50万円を計上する。

(8) 障害特別見舞金

障害年金施行前に重度障害になった者へ見舞金として支給される障害特別見舞金の受給者は、現在5級に該当する者1名である。

本年度の重度障害者に対する障害特別見舞金の予算は、受給者1名48万円を計上する。

2. 競輪選手オリンピック年金事業

競輪選手オリンピック年金事業は、正会員がオリンピック競技大会(自転車競技トラック種目)に参加し第3位までに入賞した場合、その功績に報いるため年金を支給するものである。

本年度の予算は、競輪選手オリンピック年金の受給者2名分168万円を計上する。

3. 育英金事業

育英金事業は、正会員が死亡又は負傷等により障害年金に該当した者の子弟を対象に「幼稚園から高等学校または高等専門学校」まで育英年金と一時金を支給することにより生活を安定させ、かつ、社会に有用な人材を育成することを目的としている。

本年度の予算は、育英年金継続者12名に新規該当者3名を見込み、合計15名474万円また、育英一時金4名50万円の合計524万円を計上する。

4. 貸付事業

貸付事業は、正会員の臨時の支出に対する資金の貸付を一般貸付、罹災貸付及び特別罹災貸付の区分により行い、正会員及びその家族の生活の安定を図ることを目的としている。

一般貸付は、正会員が居住する家屋等の購入もしくは改築、練習用自動車の購入、正会員の転居、正会員又は家族の負傷疾病による療養その他の事由により貸付が必要となった者に対し、貸付事由に応じて貸金業法の総量規制及び退職給付金の範囲内で一定額を貸し付ける。

本年度の一般貸付は住宅関係によるもの13口、練習用自動車の購入及びその他の貸付事由によるもの125口、合計138口の貸付を計上する。また、一般貸付は本会が金融機関から借り入れた資金を正会員に貸し付けることから、その貸付利率については金融機関との協議を行い、本年度の利率については年利2.125%とする。

罹災貸付は、正会員が現に居住している家屋が火災又は水害等による被害を受けた場合に、その被害の程度に応じて退職給付金の範囲内で一定額を貸し付ける。特別罹災貸付は、正会員の居住している地域が激甚災害法の指定を受けた災害により被害を蒙った

ときに、退職給付金の範囲内で一定額を貸し付ける制度である。これらの貸付については本会の資金を充てていることから、利率については現行どおり年利1.2%とする。

一般貸付、罹災貸付及び特別罹災貸付の貸付金の回収処理は、競輪参加時は JKA の電算処理システムに委託、退会時に貸付残額がある者については日本競輪選手会から支給される退職給付金から清算することにより本年度も完全な回収を図ることとする。

5. AED事業

AED 事業は、公益目的支出計画に掲げる実施事業として、心肺停止等の緊急時に即応できるよう、すべての競輪場と主に正会員が利用する自転車競技場に AED を設置しており、本年度も引き続き、AED の管理及び AED を使用した心肺蘇生法の啓発に努める。

AED の管理については、リモート監視システム (AED Linkage) を通じ、本体の状態、付属部品の使用期限、バッテリーの残量等の情報を確認するとともに、設置場所の AED 管理者と連携し、定期的な点検確認報告を受けることで、その設置状況及び管理状況について実態把握に努める。なお、本年度は、AED 本体に付属する電極パッドが2年の使用期限を迎えるため、その交換を行う。

AED を使用した心肺蘇生法の啓発については、緊急時に迅速かつ的確な救助が行えるよう、正会員及び関係団体職員を対象に AED 講習会を実施する。また、講習会の実施においては、本会職員もインストラクターとして実施できるよう心肺蘇生及びロールプレイング等の実習に取り組む。

6. 受託事業

退職給付及び競輪選手年金事業については、日本競輪選手会から支給に関わる事務を受託し適正円滑な給付事務処理を行う。

7. 会 議

本会の運営に関する重要事項を審議決定し、また執行状況について審査を受けあるいは業務を適正に執行するため、必要に応じ次の諸会議を開催しまたはこれに参画する。

(1) 主要会議

- ① 理事会
- ② 評議員会
- ③ 監査会
- ④ 共済制度改善委員会
- ⑤ 給付審議委員会

(2) その他の会議

- ① 関係団体との業務打合せ会議
- ② 業務受託者との連絡会議
- ③ 専門医との連絡会
- ④ その他必要な会議

(3) 参画する会議

- ① 選手制度及び共済制度等に関する会議
- ② 日本競輪選手会本部・支部研修会

8. 広報活動

広報活動については、共済事業に関する周知啓もうを図るため、共済会設立以来の事業改正内容及び変遷を記載した「共済会の概要」や給付事業内容を具体的に説明した「共済会の手引」を発行する。

また、ホームページにおいて予算・決算、本会の概要、セカンドキャリアに関する情報提供及び AED 事業を公開していく。

9. 調査統計資料の作成

調査統計資料は、共済事業の実態を把握し統計的に集計したものであるが、将来における共済事業の動向を見極め、公正安全な競走を行う上からも貴重な資料となる。本年度も、過去における共済事業の経緯・給付実績を示した推移統計表及び前年度の各給付を集計した「共済事業調査統計表」を作成し、各関係団体に配付する。

10. 業務委託契約者との連携

共済事業を適正円滑に処理するため、本年度も競輪参加中に関わる業務は競技実施法人に、居住地扱いに関わる業務は日本競輪選手会にそれぞれ業務委託し、共済事業を迅速かつ適正に運営できるよう万全を期す。

また、共済事業内容の周知徹底を図るため競技実施法人及び日本競輪選手会の共済会業務に携わる事務担当者を対象に事務連絡会を開催し、日常業務の諸問題について意見交換を行い適正かつ円滑な事務処理に努める。

11. 職員の研修

本会事業の中にあって、給付関係業務は専門的な知識が要求される部分があることから、随時専門医を招へいし給付審査上における問題点の解消等知識の向上を図り、事務処理を適正に進める。

さらに、職員を競輪場等に随時派遣し、現場業務の実態を把握させる等、資質及び実務の向上を図る。

12. 退職選手職業指導委員会

選手引退後の就職状況に関するアンケート調査を実施するとともに、セカンドキャリアサポートとして退職した競輪選手の雇用に積極的な企業を開拓し、本会ホームページあるいは日本競輪選手会支部を介してその情報を提供していくことに努める。